

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		入館の禁止等
根拠条例・規則等名		さいたま市人権教育集会所条例
条 項		第 1 0 条
所 管 部 課		教育委員会事務局 生涯学習部 人権教育推進室 (電話：048-829-1708)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	委員会は、集会所内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入館を禁止し、又はその者に対し、退館を命ずることができる。
	設定等年月日	平成 17 年 3 月 25 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		